

燃えるごみ袋は

平成24年4月1日から

透明袋・半透明袋

に完全に移行します。

井手町産業環境課

中身の見えない袋等のごみは
(完全移行後は)回収しません。

3

2012

平成24年3月

No. 474

広報

いで

◎平成24年4月1日より、平成23年4月1日から
試行しておりました燃やすごみ袋の透明・半透明
化を完全施行します。

中身の見えない袋などのごみは（完全移行後は）回収
しませんので皆さんご協力をお願いします。



★透明・半透明のごみ袋とは

スーパーなどで売っている透明・半透明のごみ袋で、袋の中に何が入っているか識別できるものです。したがって、中身が確認出来ない袋（透明・半透明ではないごみ袋・肥料や米の袋・紙袋）や段ボール箱で出された場合は収集できません。

平成22年度 一般会計決算 4億295万 9千円の黒字

平成22年度の一般会計と7つの特別会計(国民健康保険・多賀地区簡易水道・老人保健・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区)、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審議に付されたのち、昨年の12月定例町議会において認定されました。

各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入47億1,489万6千円に対し、歳出43億1,193万7千円で、差し引き形式収支では、4億2,955万9千円の黒字となりました。この内翌年度への繰越明許財源5,687万6千円を差し引いた実質収支は3億4,608万3千円となり、これが平成23年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では「町の歳入について見てみますと、歳入の根幹である町税収入は法人町民税の増収により大きく増加しているものの、これ

は臨時的な要素であり、景気の動向はまだまだ不安定であり、経済情勢は予断を許されないことなど、地方交付税の削減をはじめとする歳入の確保についても、さらに厳しい状況が続くものと予想されます。他方、歳出におきましても、扶助費など義務的経費は引き続き増加する中で、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急度、重要度や経済性、効率性、有効性を判断され、住民の暮らしの利便性、快適性を向上させるために、安心・安全のための公共施設のバリアフリー化、河川、下排水路、道路などの暮らしの周辺整備、明日を担う子供たちのために教育・保育環境の整備、地球温暖化対策実行計画に基づくLED照明整備、エコ防犯ソーラーライトの整備など環境に対する配慮、また、財政調整基金、消防施設整備基金の積み立て、教育施設整備基金、心身障害者福祉基金からの繰り入れなど、多額の各種基金を有効に運用され健全な行政運営に努められるなど、評価すべき点が随所で見受けられました。大変社会情勢の厳しい中でありますが、住民、議会、行政がともに協力し合い、町の将来像であります『住んでみたい、住み続けたいまち』の実現のために取り組まれることを期待するものであります。」と述べられています。

歳入 (収入)

歳入(収入)

歳入は47億1,489万6千円で、前年度より5億2,489万円(12.5%)の大幅な増です。これは町税4億2,493万1千円、町債1億円の増収が大きく起因しています。

町税

14億9,407万9千円(対前年度39.7%増)

町税収入は、歳入全体の31.7%を占め、1世帯あたり44万8千円、1人あたり18万1,607円を納めていただいたこととなります。平成22年度は臨時的に町民税(法人)の増収があったため増額となりました。

地方交付税

14億7,852万9千円(対前年度1.4%減)

地方公共団体が標準的な行政運営を行う場合に財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の31.4%を占めています。

国庫支出金

3億3,317万5千円(対前年度29.3%減)

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費の財源に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

町債

3億3,030万円(対前年度43.4%増)

地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債2億7,120万円の他、多賀小学校プール改築、玉川砂防公園整備、道路整備などに充当するため5,910万円借り入れしています。

表1 各会計別 歳入・歳出 (単位：千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	備考	
一般会計	4,714,896	4,311,937	56,876	346,083		
特別会計	国民健康保険特別会計	978,051	980,178	0	△2,127	翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てん
	多賀地区簡易水道事業特別会計	53,992	40,759	0	13,233	
	老人保健特別会計	350	350	0	0	
	後期高齢者医療特別会計	80,710	78,719	0	1,991	
	介護保険特別会計	639,482	597,051	0	42,431	
	公共下水道事業特別会計	352,066	346,378	0	5,688	
	多賀財産区特別会計	3,365	2,898	0	467	
井手町水道事業会計	収益的収入(消費税含む)	104,439		98,986	5,453	差引額
	資本的収入(消費税含む)	44,111		224,318	△180,207	差引額
計	148,550			323,304	△174,754	

歳出（支出）

歳出は43億1,193万7千円で、前年度より4億7,226万5千円（12.3%）増となりました。主な支出は次のとおりです。

総務費

- 15億874万2千円（対前年度46.9%増）
- ・特別会計繰出金 3億8,532万2千円
- ・基金積立 7億2,000万3千円
- ・LED照明整備 1,307万円
- ・公民館改修補助 489万4千円
- ・エコ防犯ソーラーライト整備 999万9千円

民生費

- 9億3,868万2千円（対前年度18.8%増）
- ・デイサービス等事業委託 1659万円
- ・障害者自立支援事業 1億409万円
- ・バリアフリー整備 2,312万4千円
- ・児童手当 1億619万8千円
- ・玉川・いずみ保育園改修 969万6千円

衛生費

- 2億6,476万2千円（対前年度2.3%減）
- ・予防接種事業、健康増進等 2,720万9千円
- ・乳児検診等 773万7千円
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助 77万5千円
- ・ごみの収集運搬 2,935万9千円
- ・城南衛生管理組合分担金 1億1,411万8千円

労働費

- 249万3千円（対前年度72.6%減）
- ・緊急雇用創出事業 249万3千円

農林水産業費

- 3,206万5千円（対前年度28.0%減）
- ・有害鳥獣駆除 97万円
- ・豊かな緑と清流を守る森林整備事業 18万3千円

商工費

- 5,043万4千円（対前年度7.9%減）
- ・商工会振興事業 757万9千円
- ・商工会設立50周年記念事業補助 170万8千円
- ・エコ防犯ソーラーライト整備 1,999万7千円
- ・桜まつり 426万2千円

土木費

- 4億万6,559万7千円（対前年度19.0%減）
- ・町道44号線道路改良他3線 7,286万6千円
- ・町道整備（20箇所） 4,164万7千円
- ・下排水路改修工事 2,598万3千円
- ・玉川砂防公園整備 888万2千円
- ・河川水路浚渫 660万5千円
- ・改良住宅屋上防水工事 862万3千円

消防費

- 1億9,811万4千円（対前年度1.7%減）
- ・常備消防設置委託 1億4,724万円
- ・消防団資機材購入 233万8千円
- ・消防車庫整備 771万5千円
- ・防災訓練費 63万2千円



（写真は防災訓練の様子）

教育費

- 3億6,607万6千円（対前年度4.5%減）
- ・多賀小学校プール改築 9,398万9千円
- ・小中学校施設整備 1,106万3千円
- ・給食センター施設整備 114万1千円

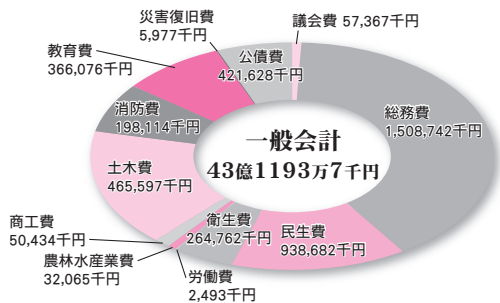
災害復旧費

- 597万7千円（対前年度ほぼ皆増）
- ・町道35-00号線他災害復旧 566万5千円

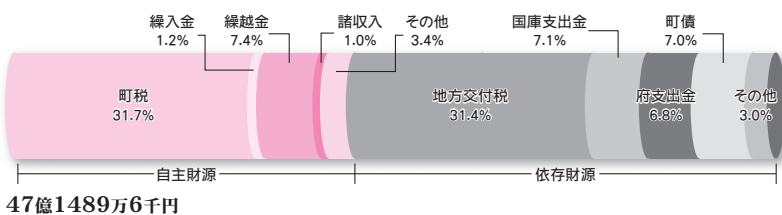
公債費

- 4億2,162万8千円（対前年度1.1%減）
- ・償還元金 3億6,924万8千円
- ・償還利子 5,238万円

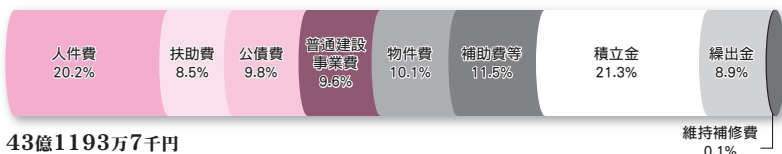
目的別歳出



歳入



歳出



用語の解説

- 【自主財源】** 町が自ら収納・徴収できる財源
- 【依存財源】** 国や県から交付・割り当てられる財源
- 【地方交付税】** 自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
- 【繰入金】** 財政調整基金（家庭の預貯金にあたる）の取り崩しなどにより繰り入れたお金
- 【繰出金】** 特別会計などに繰り出したお金



ウオッチング

高神社で消防訓練

1月20日(火)、高神社で、京田辺市消防署井手分署による消防訓練が行われました。

訓練は1月20日～26日の「文化財防火週間」の一環として実施されたもので、何者かのタバコのポイ捨てにより社務所から出火し、本殿に延焼の危険があるという想定で行われました。

高神社は、鎌倉時代の高神社文書に、社殿改築の時に猿楽(ざるがく)が奉納されたとあり、これは日本で最初の猿楽に関する記録の1つとなっています。また、本殿は京都府指定文化財に登録されています。

神社関係者による水消火器の消火訓練が行われた後、分

署員により境内で放水訓練が行われました。



高神社境内での放水訓練

私たちの思いを聞いてください

1月21日(日)、自然休養村管理センターにおいて、第28回綴喜青少年の主張大会が行われ、綴喜地区の各小・中学校の代表者16人が、日常生活や学校生活を通して感じたことや思いなどを主張しました。

井手町からは、井手小学校6年の武田碧さん、同小6年の乾咲貴さん、多賀小学校6年の藪田一斗さん、泉ヶ丘中学校2年の山本明日香さんが約2000人の来場者が見守る中、堂々と発表されました。また、ステージではきらきらランド少年少女合唱団(森田正弘運営委員長)がコーラス

を発表し会場を盛り上げました。



思いを主張する発表者

東部区自主防災訓練

2月5日(日)、東部公民館で東部区自主防災訓練が開催され、区民、消防団員、京田辺市消防署井手分署員など約100名が参加しました。

訓練では、京田辺市消防署井手分署員や消防団員らが講師を担当し、消火栓や消火器の取り扱い訓練をはじめ、簡易担架の作り方やAED(自動体外式除細動器)の操作方法が参加者に指導されました。

また、小型ポンプを使った放水体験や起震車で大地震の揺れを体験したほか、非常食による炊き出し訓練、住宅用

給水を停止します！！
水道料金未納の方はご注意を！！



井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。

負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。

なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止しますので、早急にお支払ください。

※お問い合わせは、上下水道課 (TEL82-6169) まで

火災警報器の啓発などが行われました。



消防団員による消火栓の取り扱い訓練を受ける参加者

町民ソフトバレー

ボール大会開催

2月12日(日)、山城勤労者

福祉会館で、井手町体育協会(山本一男会長)主催の町民ソフトバレーボール大会が開催され、約110名が参加し熱戦を繰り広げました。

参加者は日頃の練習の成果を発揮し優勝を目指すとともに、参加者同士の親睦も深めました。大会結果は次のとおりです。

- 【地区の部】(4チーム参加)
 - 優勝 石垣区
 - 準優勝 高月区(1)
- 【一般の部】(5チーム参加)
 - 優勝 ファミリーユア
 - 準優勝 ファミリーユアB
- 【女性の部】(5チーム参加)
 - 優勝 ファミリーユア
 - 準優勝 ファミリーユアB
- 【準優勝】 高月区



大会の様子

合藪ポンプ場見学

2月13日(月)、井手小学校の4年生45人が、合藪ポンプ場を見学しました。合藪ポンプ場は井手町内を流れる河川の水を木津川に排水する施設で、木津川が増水して川の水が木津川に流れないときにポンプによって強制的に排水し、地域の洪水を防ぐための役割があります。

児童は職員から合藪ポンプ場の役割や性能などの説明を聞いた後、施設内の操作室やスクリーンポンプ、エンジンを設置した機械室をみてまわり、ポンプの試運転の様子を見学しました。その後、職員に「働く中での役割分担を教えてください。」「排水ポンプがこみで詰まることはないんですか。」などの質問をし、熱

心に回答を聞いていました。



排水の様子を見学する児童

井手玉川大学 山城の民話に思いをはせて

2月14日(火)、自然休養村管理センターで第7回目となる井手玉川大学講座と閉講式が行われました。井手玉川大学は、高齢者の生きがい、社会活動に対する意欲と実践力を高めるために行われており、本年度も音楽や川柳など様々な分野での講座が開かれました。

講座に先立ち閉講式が行われ、全講座に参加された26名に皆勤賞と修了証が、本講座に5回以上参加された62名に修了証が、それぞれの代表者に松田教育長から授与されました。

本年度最後の講座となった今回は、宇治市中央図書館ボランティア「かわせみ」のみ

なさんにより「山城の民話と全国の民話」と題した講演が行われました。受講生は、山城と東北地方の民話の講義の合間に講師と一緒に昔ながらの手遊びをするなどし、地元の話に懐かしさを感じながらくつろいだ、ひとときを過ごしていました。



講演の様子

森林体験教室

2月18日(土)、大正池グリーンパークで井手町豊かな緑と清流を守る協議会(中坊睦会長)主催の森林体験教室が行われ、23名が参加しました。

同協議会は、多くの人に自然に対する理解を深めてもらおうと町内で自然環境の保全と活用に取り組んでいます。

当日は森林の間伐体験を予定していましたが積雪により中止となり、参加者は松ぼっ

くりなどを焼いてそのままの形で炭にする「花炭」作りや焼き芋作りに挑戦したほか雪の大正池の散策や雪合戦などを楽しみました。



花炭作りに挑戦する参加者



おいしい焼き芋ができました

食べて健康で美しい人に 小町薬膳料理教室

1月20日(日)と2月5日(日)、井手町まちづくりセンター1階で薬膳講義が、2月19日(日)、自然休養村管理センターで薬膳料理教室が行われ延べ71名が参加しました。

この事業は、井手町まちづくり協議会(小川俊雄会長)

の主催により、井手町で生涯を終えたとされる小野小町にちなんで「食べて健康で美しい人」というテーマで行われました。

参加者は、薬膳講義で「薬膳概論」「季節の食養生」というテーマで薬膳に関する基礎知識を受講したあとに、薬膳料理教室で井手町産の人参、大根などを使い胃腸の働きを高め整腸効果などがある5品目を作りました。



薬膳の基本理念が解説されました



薬膳料理教室の様子

国民健康保険からのお知らせ

■国民健康保険証の更新をお忘れなく

井手町の国民健康保険被保険者証（保険証）は、2年ごとの更新で平成24年3月31日までに有効期限となっています。

平成24年度からは、一般被保険者証は「浅葱（あさぎ）色」、退職被保険者証は「藤（ふじ）色」に変わります。

つきましては、保険証の更新を次のように行います。

【更新方法】

1. 郵送の方・・・平成24年2月末日時点で保険税に未納の無い世帯については、3月中旬より簡易書留郵便で、順次郵送します。
2. 窓口更新の方・・・保険税未納世帯の方については、平成24年3月21日（水曜日）より、役場保健医療課の窓口において納付相談を行い、短期被保険者証の交付を行います。（※ただし、土・日・祝日は除きます。）ご来庁の際は、印鑑と旧保険証をお持ちください。

※ 特別の事情がないのに保険税を滞納した場合や納期限から1年間経過して保険税を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあります。

■国民健康保険高齢受給者証の更新について

70歳～74歳までの方の窓口負担（1割）が据え置かれます

国民健康保険に加入されている70歳から74歳までの方に交付しております国民健康保険高齢受給者証（白色）の「一部負担金の割合」欄に「2割（平成24年3月31日までは1割）」と記載されているものをお持ちの方については、制度がさらに1年間延長されたことから、高齢受給者証の更新が必要となりました。（※ただし、有効期限については、毎年8月1日に前年の所得に基づき負担割合の見直しを行うため、平成24年7月31日までとなっています。）

【更新方法】

1. 「国保証」を郵送の方については、高齢受給者証と国保証を同封して3月中旬に郵送します。
2. 「国保証」が窓口更新の方については、「国保証」と合わせて窓口で更新させていただきます。（※ただし、一部負担金の割合が「3割」と記載されている方の負担割合の変更はありません。）

■老人医療費受給者証の更新について

65歳～69歳までの福祉医療費受給者証（老）「藤（ふじ）色」を現在お手持ちの方について、70歳～74歳までの方の窓口負担（1割）が据え置かれたことによって、老人医療費助成事業においても窓口負担（1割）を継続することになりました。

福祉医療費受給者証（老）の有効期限が平成24年3月31日となっておりますので、平成24年4月1日～7月31日までの福祉医療費受給者証（老）を3月中旬に郵送予定です。

なお、平成24年8月1日からの更新は改めてご通知いたします。



※お問い合わせは、保健医療課（Tel.82-6166）まで

子育て支援医療費助成制度が拡充されます

現在、井手町の子育て支援医療費助成制度は、入院・入院外ともに中学校卒業までを対象に、医療機関で受診した場合に窓口で支払う一部負担金を1ヶ月1医療機関200円としています。

今回、子育て世帯の生活支援と安定化を図るため、平成24年4月診療分から子育て支援医療費助成制度の拡充を行い、これまで医療機関で受診した場合の一部負担金200円を井手町が負担することで、中学校卒業までの入院・入院外ともに無料となります。

つきましては、新しい受給者証（さくら色の受給者証：裏面に一部負担金の記載のないもの、白色：現在の受給者証と同じもの）をビニールカバーに入れて3月中旬頃に郵送させていただきます。新しい受給者証は、4月1日からの受診にご使用ください。

また、京都府以外の医療機関で受診した場合、4月1日以降の受診において200円の一部負担金を支払った場合は、その領収書と印鑑を持参のうえ、保健医療課窓口で手続きをしていただければ、後日、償還させていただきます。（口座振込を希望される場合は、通帳等、口座情報がわかるものをご持参ください）

なお、現在お持ちの受給者証は、ご自身でハサミなどで裁断するなど処分をお願いいたします。

※お問い合わせは、保健医療課（Tel82-6166）まで

～燃やすごみ袋の透明・半透明化 完全施行に向けて②～ （ごみ減量化に向けて⑱）

平成24年4月1日より、燃やすごみ袋の透明・半透明化を完全実施します。

透明・半透明化についてのQ&A

Q 半透明ってどのくらい透明なの？

A： 袋を通して新聞の文字が読める透明度のあるものです。

Q どこで買えばいいの？

A： スーパー・薬局などで売っている透明・半透明と表示された袋をお買い求めください。

Q スーパーやコンビニなどの袋でもいいの？

A： 透明・半透明の袋であれば使用できます。

Q プライバシーが侵されるなど見られたら困るごみはどうするの？

A： 細かく破るか、あるいは見えないように別に小袋などに包んだ上で透明・半透明のごみ袋に入れるなどご家庭で工夫してください。

紙おむつなどは、中身の見えない袋で出すことができますが、袋に分かりやすく「紙おむつ」などと書く必要があります。

Q 木の枝など、袋を突き破るものはどうやって出すの？

A： 木の枝などは束ねて、ひもでしっかりくくり、ひもの部分を持つことができるようにしてください。

なお、庭の手入れなどで、木の枝が大量に出る場合は、役場での手続が必要で、城南衛生管理組合クリーン21長谷山（城陽市）へ、排出者の方での直接の持ち込み（有料）となります。

Q その他ごみやピンやカンなどの資源ごみも、透明袋・半透明袋を使用するのですか？

A： 生ごみと同様に、透明・半透明の袋で出してください。なお、ごみ袋に入らないものは、現物のまま出してください。また、割れ物などについては、チラシ紙などで包んだうえで、「割れ物」などと表示してください。

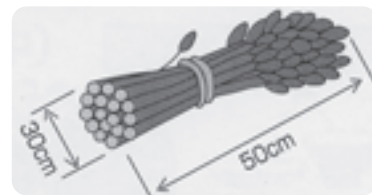
Q 事業系ごみはどうなるの？

A： 事業活動（飲食店・小売店・事務所など）で発生するごみは、それぞれの事業所の責任で、（廃棄物処理業者に委託するなどして）処理するか、商工会で販売している指定袋で出してください。町では収集しません。

※お問い合わせは、産業環境課（Tel82-6168）まで



袋を通して新聞の文字が読める程度のものご使用ください



木の枝
ひもでくって直接出してください

* 税務課からのお知らせ *

家屋調査にご協力ください

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有されている方に課税されます。次のような場合は税務課までご連絡ください。

○新築・増築

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行います。この調査は固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。なお、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。

○取り壊し

「滅失届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。なお、登記している家屋を取り壊した場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた方は、届出の必要はありません。

○未登記家屋の所有者を変更

「未登記建物取得届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も前の所有者に課税されてしまうことがあります。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していなくても廃車の手続きをされませんと課税されることとなります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、次のとおりです。

【役場税務課】

排気量が125cc以下の単車および農耕作業用自動車（耕耘機・トラクター等）。

【陸運局】

軽自動車（軽四輪貨物および乗用車・125ccを超える単車）。

※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税されることとなりますのでご注意ください。

また、陸運局では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月15日ごろまで）に済ませていただくようお願いいたします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月20日（金）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

減免申請は4月24日までに

軽自動車税には、身体に障害のある方に対する減免制

度があります。この制度を受けようとする方は、4月24日（火）までに税務課で申請手続きをしてください。

申請手続きに必要な書類等

- 減免申請書（税務課にあります）
- 軽自動車税納税通知書
- 障害者手帳等に関する証明書
- 当該車両を使用される方の運転免許証
- 軽自動車検査書

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

固定資産税の縦覧・閲覧

▶土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

○縦覧事項

「土地価格等縦覧帳簿」…所在、地番、地目、地積、評価額

「家屋価格等縦覧帳簿」…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▶固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができます。

○閲覧事項

「土地課税台帳」…所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など

「家屋課税台帳」…所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など

「償却資産課税台帳」…所有者の住所・氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

《必要書類等》

- ①印鑑（認印）
- ②納税通知書、課税明細書
- ③本人が確認できる免許証等
- ④委任状と代理人本人が確認できる免許証等
- ⑤賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等
- ⑥所有権を取得したことを証する書類と本人が確認できる免許証等

▶縦覧期間 平成24年4月1日から5月1日（土、日・祝日を除く）

▶閲覧期間 平成24年4月1日から翌年3月31日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

▶縦覧・閲覧時間 午前8時半から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

▶場所 役場税務課

*お問い合わせは、税務課（TEL82 - 6163）まで

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧できる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている者）	①・②又は③
	納税者と同一世帯の親族	①・②又は③
	納税管理人	①・②又は③
	納税者の代理人	①・④
	閲覧できる方	必要書類等
閲覧	納税義務者	①・②又は③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥

平成 24 年度手話奉仕員養成事業 手話教室「入門」がはじまります

「入門」は、はじめて手話を学ぶ方を対象に、聴覚障害についての理解を深め、手話での挨拶、自己紹介程度の会話の習得を目指します。多くの方のご参加をお待ちしています。

日時／5月15日（火）～9月18日（火）

毎週火曜日 午前10時～正午 全18回

場所／京田辺市社会福祉センター他

対象者／町内在住在勤在学で手話をはじめて学ばれる方（18歳以上）

受講料／無料（ただしテキスト代1200円、選択講座参加費は別途必要）

申込方法／往復はがきに、①京田辺市手話教室「入門」②氏名（ふりがな）③住所④年齢⑤連絡先（電話・Fax）⑥町内に通勤・通学の場合は、通勤先・通学先を記入し、4/20（金）（必着）で下記まで郵送してください。

定員／32名

申込・問い合わせ先／

山城地域活動支援センター「さんさん山城」内
京田辺市「手話教室・入門」事務局
〒610-0332
京田辺市興戸小モ詰18番地
Tel39-7113 Fax65-4102

井手町障害者生活支援事業 「簡単にできる!! 気功健康法」講座

障害をお持ちの方が今後も元気に生活できるよう、病気を予防するために腹式呼吸など、簡単な気功をつかって運動を行います！お気軽にご参加ください。参加を希望される方は、3月16日（金）までに、問い合わせ先までご連絡ください。

日時／3月19日（月）午後2時～3時半

場所／井手町老人福祉センター「玉泉苑」

対象者／町内在住の障害をお持ちの方

参加費／無料

講師／京都府スポーツ少年団指導者協議会
三浦千鶴子さん

※お問い合わせは、
高齢福祉課
（Tel82-6165）
まで



子ども手当の申請はお済みですか？



10月分からの子ども手当を受け取っていただくためには、平成24年3月30日までに申請をしていただく必要があります。期日までに申請がない場合手当を受け取ることができなくなります。お済みでない方は至急申請をしてください。

※お問い合わせは、住民福祉課（Tel82-6164）まで



平成 24 年度自衛官募集案内 募集種目及び試験期日など

募集種目		受付期間	試験期日	資格
幹部候補生	一般・技術	2月1日～4月27日	1次：5月12日・13日 (13日は飛行要員のみ) 2次：6月12日～15日 のうち指定する日 3次：7月9日～8月9日 (飛行要員のみ、指定する日)	20歳以上26歳未満の者(22歳未満の者は大卒(見込含))大学院修士学位取得者(海上技術幹部候補生志願者は、理工学修士学位取得者に限る)及び自衛官は28歳未満
	歯科・薬剤科		1次：5月12日 2次：6月12日～14日 のうち指定する1日	専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者(薬剤は20歳以上26歳未満の者(薬学修士学位取得者は28歳未満))
予備自衛官補	一般	第1回 1月11日～4月4日 第2回 7月17日～10月1日 ※①	第1回 4月13日～16日 第2回 10月12日～15日 ※いずれか1日を指定されます。	18歳以上34歳未満の者
	技能			18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により55歳未満～53歳未満の者)

※①第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。

*お問い合わせは、自衛隊京都地方協力本部（Tel 075 - 211 - 3471）または、宇治地域事務所（Tel 44 - 7139）まで

子育て支援センターからのお知らせ



たのしいパネルシアター&ふれあいあそび

日時：3月23日(金) 午前10時半～正午
 場所：子育て支援センター
 講師：巽 敦予さん・中坊 幸子さん・阿辻 ひとみさん
 (子育てサークルひなたぼっこメンバー)
 参加費：無料
 申込：不要



※お問合せは、子育て支援センター (Tel 82-2232) まで

3月・4月の事業

利用時間：月曜日～金曜日 午前9時半～午後4時 [TEL・FAX：82-2232]

日	月	火	水	木	金	土
11	12	13	14	15	16	17
		多賀保育園園庭開放	遊びの広場 (保健センター)		さんさん会 (玉泉苑)	
18	19	20	21	22	23	24
	おでかけ広場 午前10時～正午 (西部公民館)	休日	さんさん会 (支援センター)		パネルシアター (支援センター)	
25	26	27	28	29	30	31
		* hughug * (支援センター)	さんさん会 (支援センター)		玉川保育園園庭開放	
4/1	2	3	4	5	6	7
		* hughug * (支援センター)			さんさん会 (玉泉苑)	
8	9	10	11	12	13	14
					とことこちゃん広場 よちよちちゃん広場 (支援センター)	

各広場の対象者 場所：子育て支援センター

- *とことこちゃん広場：1歳半～就学前の親子
- *よちよちちゃん広場：7ヶ月～1歳半位の親子
- *ぴよぴよちゃん広場：妊婦～6ヶ月位の親子
- *おでかけ広場：妊婦～就学前の親子
- ※上記の広場の予約は、いりません。

子育てサークルの紹介・活動

- さんさん会：午前10時～正午【妊婦～3歳位の子どもとその保護者】
代表：林 (携帯電話 080-1451-1822)
- カモミール(キッズケア)【未就園児の親子】
代表：平間 (携帯電話 090-5367-0397)
- 竹の子ひろば：毎週木曜日 午前10時半～正午【未就園児の親子】
代表：吉岡 (携帯電話 090-3926-7877)
- * hughug * (ベビーマッサージサークル) 午前10時半～正午【0歳～1歳位の親子】
代表：丸山 (携帯電話 080-3762-5871)
- ★初めての方は、代表までご連絡ください

子育てをサポートします

- ★お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております (有料)
- ★一時預かりの時間 平日(月～金曜日) 午前8時半～午後4時半の必要時間
土曜日 午前8時半～正午の必要時間



まちづくり協議会団体紹介

京都府女性の船「ステップあげぼの」(中坊一枝代表)

京都府女性の船「ステップあげぼの」は、会員相互の親睦を図り地域女性のリーダーとしての資質向上に努めています。また、まちづくりセンターの管理・運営への協力も行っています。

なお、会員になるためには年一度京都府より北の大地に新しい出会いを求めて出航する女性の船に乗って頂きます。この船には府内で先進的に活動されているNPOなどの方が講師・助言者として乗船されますので大変勉強になります。

1人でも多くの方のご参加をお待ちしております。そしてあなたの活動を地域に根付かせてください。参加ご希望の方は、中坊代表(Tel82-2532)までお電話ください。

※お問い合わせは、まちづくり協議会事務局 (Tel82-6162) まで

- OPEN 午前9時～午後5時 (冬季は午後4時)
- 休館日 火曜日・金曜日の祝日 夏季、年末年始

汐見町長が府町村会長に再任

京都府内の11町村で構成される、府町村会は2月27日(月)に定期総会を開催し、会長に汐見明男町長を再任しました。任期は、4月1日から2年間で、汐見町長の会長職は、5期目です。



第30回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品から

同和問題の解決を みんなの手で

このコンテストは、毎年法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が、次代を担う中学生に自分の身近にある人権についての思いを作文に書いてもらうことによって、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に開催されています。

作品から伝わってくる中学生の純粋な気持ちにふれて、人権について考えましょう。

法務大臣政務官賞受賞作品 「家族」とは何か

栃木県・さくら市立喜連川中学校 3年
大田 葵

みなさんは、「本当の『平和』とは？」と質問されたら、何と答えますか。「戦争や紛争などが無いこと」ですか？それとも「自分自身の幸せのこと」ですか？一人ひとりの抱く「平和」のイメージは違うことでしょう。

僕の思う本当の「平和」。それは、「家族」がいて「家庭」があることだと思います。なぜそう思うかという、今僕は訳あって家族とは離ればなれに暮らしているからです。一歳前後には既に家族とは離れ、施設にいました。母親や姉、兄の存在はわかっていますが、一緒に過ごした時間は限られたもので、今でもほとんど交流はありません。そのせいか、僕はいつも「家族」や「家庭」というものに強い憧れを抱いています。

自分がまだ幼い頃は、自分と同じくらいの子が母親と手をつないでいる姿がとてもうらやましく、「どうして自分には母親がいないんだろう。」とっていました。仕舞いには、自らの母親を恨んでしまったのです。小学生になっても、その気持ちは変わらず、母親への恨みは増すばかりでした。

しかし、小学五年生の夏、思いもよらぬ出来事が起きました。それは、引っ越しがあったことです。そこで僕は、新しい土地、そして新しい里親という人たちに出会いました。里親の人たちと暮らした数年間、僕は幸せでした。そこで僕は、僕の周りにはいつも支えてくれる人たちがいることに気づきました。血のつながりがなくても、僕に自分の子どものように接し、育ててくれた里親の人たち、養護施設の先生方など、たくさんの方たちに僕は見守られて成長してきたことに気づいたのです。僕を支えてくれる人すべてに、感謝の気持ちがわき出てきました。それ以来、僕は親という存在にこだわらなくなりました。それどころか、自分に命を与えてくれた親に感謝の思いを抱くようになったのです。

この夏、母親の育児放棄が原因で二人の乳幼児が衰弱死するという、悲しい事件がありました。二人の子どもにろくに食事も与えず、風呂も入れなかったそうです。さらに、逮捕後その母親は、「家に帰ってあげなかったことを今も後悔している。子どもは私を恨んでいると思う。」

という言っではならない発言をしました。僕は怒る前に、

亡くなった二人の子どもたちがかわいそうでなりませんでした。

と同時に、僕はこの母親はどうしてこのようなことをしてしまったのだろう、とすごく考えさせられました。僕は、本来親は子どもを殺すのではなく、守るためにいるのだと考えます。たとえ小さな子どもでも、立派な一人の人間です。その命を守り育てていくことが、親として大切な役目だと思うのです。この母親は、どこで勘違いしたかは知りませんが、親としての自分の責任を理解していなかったのではないのでしょうか。

そして、その勘違いを誰も母親に気づかせてあげられなかった事実。母親と一緒に遊び歩いていた友人はもちろん、母親の家族が少しでも助けることができたら、母親の行動を戒めることができたら、連絡を受けた児童相談所がもう少し踏み込んだ行動が取れていたら、このような悲しい結末にはならず済んだのではないのでしょうか。やりきれない思いばかりがこみあげてきます。

もう一つ、この母親は大きな勘違いをしています。それは、「子どもは私を恨んでいると思う。」という言葉です。僕は、この子どもたちが母親を恨んでいるとは思えません。子どもたちは、母親が帰宅するといつもハイタッチをして喜んで迎えたそうです。子どもたちは、母親のことが大好きだったのでしょう。たとえ自分たちを見放した母親でも、恨んでいるとは決して思えないのです。

子どもは、心の底から自分の母親のことを恨めない僕は思います。この世に生を受け笑ったり怒ったり泣いたり、毎日いろいろな経験ができるのは、自分を生んでくれた母親という存在があったからです。正直、僕も小さい頃は母を恨んだことがありました。愛情の裏返しというように、母親への思いが憎しみに変化してしまったのです。でも、心の底には母への恨みとは全く正反対の気持ちが存在し続けていました。だからこそ、この子どもたちがどんな思いで死んでいったのかわかるような気がします。母親を信じ、ひたすら母親の帰りをまちわびていた思いが。

僕にとっての「家族」。それは同じ屋根の下で暮らす人々のことです。たとえ血はつながってなくても、僕を支え励ましてくれる人たち、そのすべての人が僕にとっての大切な「家族」なのです。今僕の暮らす養護施設には、いろいろな事情を抱えた二歳位から高校生までの子どもたちや職員の方が約六十人います。今の僕には、全員大切な「家族」です。僕はこれからも、この「家族」を大切に一日一日精一杯平和に生きていきたいです。



井手町新産業育成施設(井手町ベンチャーパーク)入居者募集のご案内

井手町では、新産業の育成及び既存産業の活性化を図るため、「井手町新産業育成施設」を設置しています。今回新たに入居者を募集することになりましたので、お知らせします。申請期間/3月30日(金)まで ※詳しくは井手町ホームページをご覧ください。 ※お問い合わせは、企画財政課(Tel 82・6162)まで

山背古道 お話探訪

山背古道にまつわるお話を達人に紹介していただきます。日時/4月14日(土) 午後1時~ 「地域のみなさんとともに」 ~浄土宗の教え~ 講師/龍福寺(城陽市) 住職 行程/山城青谷駅午前11時集合→市辺天満神社→一ノ口→くぬぎ村→堂山(昼食)→中々天満神社→龍福寺【井手町】申し込み可 650円

主催/山背古道探検隊 参加費/無料 ※申込・お問い合わせは、山背古道探検隊事務局(井手町役場 企画財政課内Tel 82・5212)まで

宝くじ助成金で整備しました

財団法人自治総合センターからの宝くじの助成を受けて、録音機器一式、広報掲示板の整備を行いました。宝くじ助成は宝くじの普及広報をはかるために宝くじの収入源を財源として、地域のコミュニティ活動や共同活動を行っている団体に対して助成されるものです。宝くじの助成金はまちのこんなところにも役立つています。

住宅用火災警報器は設置されましたか?

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日からすべての住宅(自動火災報知設備を設置している住宅を除く)に設置が義務付けられました。大切な命を守るため、寝室・階段・台所などに設置し、火災事故に備えましょう。

「住宅用火災警報器を取り付けたことで火災に素早く気づき、大事に至らなかつた。」といった声も多く聞かれるようになりました。

すでに設置しておられる人は、取扱説明書に基づいて1カ月に1回の定期点検を行い、日ごろから正常に作動するか確認しておきましょう。

なお、消防署が訪問販売業者を派遣することは絶対にありませんので、注意してください。

※お問い合わせは、京田辺市消防本部予

防課(Tel 63・7826)または、京田辺市消防署井手分署(Tel 82・3000)まで

放置竹林をなくしましょう

田や畑、竹林などの農地で放置されているところが見受けられます。近隣に迷惑をかけるだけでなく、景観上もよくありません。

所有されている方が、責任を持って管理をお願いします。

なお、竹林整備や草刈りなどの農地のことでの相談は、産業環境課(Tel 82・6168)までご連絡ください。

注意!! なりすまし詐欺

振り込め詐欺事件の捜査をする警察官や銀行協会のものなどと騙って、キャッシュカードなどを騙し取り、言葉巧みに暗証番号も聞き出して、口座からお金を引き出すオレオレ詐欺が多発しています。このような電話や身に覚えのない話は、1人で判断せずに警察や家族などに相談しましょう。

犯人はこんな言葉で騙します。

電話では

○振り込め対策本部の××です。

○振り込め詐欺の捜査をしています。が、あなたの口座が悪用されています。

○貯金口座を凍結する必要があります。ですのでこれから銀行協会の者がお伺いします。

訪問では

○銀行協会のものですが、新しいカードに作り変えます。

○カードを使えるようにします。

○カードの暗証番号を教えてください。

などと、カードなどを騙し取り、お金を引き出すという手口です。

不安を感じたり詐欺だと気付いたら迷わず田辺警察署(Tel 63・0110)または、警察総合相談窓口(＃9110)までご連絡ください。

講座・教室

【和太鼓交流教室】

日時/3月14日(水)・28日(水)

午後7時~9時

場所/自然休養村管理センターホール

【和太鼓教室(サークル)】

日時/3月17日(土)・31日(土)

4月7日(土)

午後1時半~3時半

場所/いづみ人権交流センター

【和太鼓教室】

日時/3月24日(土)

午後1時半~3時半

場所/いづみ人権交流センター

*お問い合わせは、いづみ児童館(Tel 82・4112)まで

【いづみまなび教室】

《太極拳(入門・初級)》

日時/3月23日(金)

午後1時半~3時

持ち物/運動できる服装・上履き

《大正琴》

日時/3月23日(金)

午前10時~11時半

持ち物/大正琴・楽譜

《ペン習字》

日時/3月22日(木)

午後1時半~3時半

《人権学習》

日時/3月23日(金)

午前11時半~正午・午後3時~3時半

場所／いずれも、いづみ人権交流センター
 ＊各教室の材料費等は自己負担となります
 ＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで

【健康教室】

日時／3月22日（木）
 午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター
 ＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで
【生き生きふれあいサロン（絵手紙を描きましょ）】
 日時／3月21日（水）午後1時半～
 場所／玉泉苑
 対象／65歳以上の方および障害のある方

＊事前申込が必要です

＊毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします。
 ＊お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3499）まで

【山吹ふれあいセンター天文台】

日時／3月16日（金）
 午後7時半～9時

場所／山吹ふれあいセンター
 ・申し込みは不要です。
 ・夜間の開催になりますので、お子様だけの参加はご遠慮ください。
 ＊お問い合わせは、社会教育課（Tel 82・5700）まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》
 日時／4月5日（木）
 午後1時半～3時

場所／玉泉苑
 ＊お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3499）まで

子育て

【わくわく広場】

日時／4月6日（金）午前10時～正午
 場所／玉泉苑
 対象／就園前の乳幼児とその保護者
 参加費／100円
 ＊お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3499）まで

日時／3月19日（月）
 午後1時～4時
 場所／賀泉苑
 日時／4月2日（月）
 午後1時～4時
 場所／玉泉苑
【無料法律相談】
 日時／3月26日（月）
 午後2時～4時
 場所／玉泉苑
 ＊心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第3月曜日は賀泉苑で開設しています。
 ＊無料法律相談は予約制とします
 ＊お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3499）まで

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】
 日時／3月13日（火）・27日（火）
 午前10時半～午後2時
 場所／いづみ人権交流センター
 ＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで

【親子の相談・教室】

《育児相談》
 日時／3月14日（水）
 受付／午前9時半～10時半
 場所／保健センター

【遊びの広場】

日時／3月14日（水）
 受付／午前9時半～11時
 場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター（Tel 82・3385）まで

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／3月13日（火）・27日（火）
 午前10時半～午後2時
 場所／いづみ人権交流センター

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで

知っていますか？クーリングオフ
 ～消費者の味方、クーリング制度を活用しましょう～

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。クーリングオフは消費者が訪問販売などの不意打ち的な取り引きで契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

＊お問い合わせは、消費生活センター 京都府山城広域振興局 商工労働観光室（Tel 21-2426）まで

**平成24年4月から
3人目以降の保育料が無料になります**

平成24年4月から少子化に対応する子育て支援の一環として、多子世帯の経済的負担を軽減するため、町立保育所に入所されている第3子以降のお子さんに係る保育料を全額免除します。

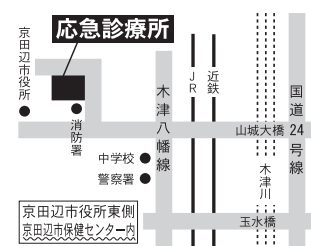
免除対象となるのは、養育されている20歳以下のお子さんのうち、出生の順位が3番目以降のお子さんです。



＊お問い合わせは、住民福祉課（Tel 82-6164）まで

日曜日、祝日、振替休日はこちらの診療所が開設しています

京田辺市休日応急診療所



診療科目／内科・小児科
 受付時間／午前8時半～午後2時半
 電話／63-2662（応急診療所開設時）

3月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください



【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時
10月～3月 午前10時～午後5時

☆3月・4月の休館日

3月5・12・19・21・26・29日

4月2・9・16・23・26日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 3月

一般書

「朝の霧」

山本一力

「とにかくうちへ帰ります」

津村記久子

「晴天の迷いクジラ」

窪美澄

「散り椿」

葉室麟

「遠い勝間」

村木嵐

「荻窪シェアハウス小助川」

小路幸也

「約束の森」

沢木冬吾

児童書

「やまねこのおはなし」

きくちちき

「ぼくのきしゃポッポー」

市川里美

「しょうがつこうへいこう」

田中六太

「ボンヒーロー」

わたなべゆういち

「ゆめのスカイツリー」

accototo

3月・4月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

3月10日(土) 4月14日(土)

いずれも午後1時半から

《春のおはなし会》

4月21日(土) 午後2時から

花嫁

青山七恵

兄さんが今度、お嫁さんをもたらす。あたしは断固反対。唾棄すべきことだ…。兄と妹、夫と妻、親と子。固く結ばれた絆の裏には、淫靡で怖い秘密がある。『GINGER L.』連載に加筆修正して単行本化。



磯野家の年金

『磯野家の年金』編集部

タラちゃんが41歳になる2050年、日本の「年金」が崩壊する？ 定年時の繰上げ受給、離婚後の分割、未払いの対応策、独身者の年金の留意点など、年金についてわかりやすく解説。



とっておきのはいく

村上しいこ

明日からゴールデンウィークなのに、俳句を作るよう宿題を出されてしまったつよし。家族みんなの俳句を作ってみたけれど、欠点ばかりの俳句しかできなくて…。5・7・5のことばのリズムがいっぱいの楽しい物語。



わたしがおとなになったら

辰巳 渚

正しい目標の立て方って？ 人を好きになるってどんなこと？ 小学生のまきちゃんと一緒に考えることで、身の回りの課題に自分で対処する自立心を身につけることができる。『毎日小学生新聞』連載をまとめて単行本化。



国民年金Q&A

Q 未納の国民年金保険料をさかのぼって納めることができるかと聞いたのですが。

A 昨年8月10日に公布された年金確保支援法では、時効によって納付できなくなった一定期間の保険料を本人の希望により納付することを可能とする取扱いが盛り込まれています。

この取扱いは、平成24年10月1日から3年間に限って実施されることが決まりました。

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。保険料を滞納した場合には、2年前までさかのぼって納付することができます。しかし、2年を経過すると時効により納付できないことになっていきます。

今回の保険料の後納の特例措置は、保険料を納め忘れた被保険者を対象にしたもので、今年の10月1日から3年以内の期間に限り保険料の後払い(後納)ができるようにするものです。

この特例措置により、保険料の納め忘れがある人は、厚生労働大臣の承認を受けて、平成24年10月1日から3年間に限って、過去10年分までさかのぼって保険料を納めることができます。

この保険料の後納ができるのは、時効によって納付することができない期間分の保険料に限られます。保険料の後納の承認を受けるときに、時効になっていない2年以内の期間について保険料の滞納がある場合には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、この保険料の後納を行う場合には、当時の保険料の額に一定の加算が行われた保険料(後納保険料)を納付することになります。

後納保険料の納付は、先に経過した月分の国民年金の保険料から順次行います。後納保険料が納付されると、納付が行われた日に、その納付が行われた月の国民年金の保険料が納付されたものとみなされます。

この保険料の後納によって、第3号被保険者期間の不整合記録により2年以上前の保険料未納期間がある人についても、その期間を保険料納付済期間とすることが可能となります。

なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は、対象となりません。

ごみ収集日程表(3月11日～4月10日)

- ★4月より、燃やすごみの袋の透明・半透明化が完全施行されます。透明袋による排出にご協力をお願いします。
- ★ごみは、朝9時までに出してください。
- ★カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は中身の見える袋で出してください。
- ★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・パソコンは除きます)
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。
- ※古紙など(新聞、雑誌、ダンボール・紙パックごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

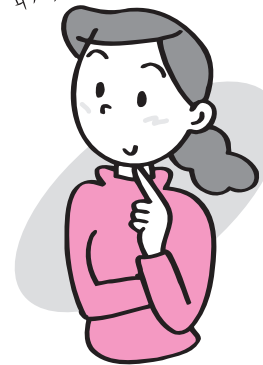
地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレーなど	その他
北水	無	火・金曜日	4月5日	3月29日	3月15日	3月22日	3月20日 4月3日	水曜日
玉石高	水垣月	月・木曜日	4月6日	3月30日	3月15日	3月23日	3月13日 3月27日 4月10日	水曜日
上井手	区	火・金曜日	3月15日	3月29日	4月5日	3月22日	3月14日 3月28日	水曜日
多賀	全区	火・金曜日	3月15日	3月29日	4月5日	3月22日	3月21日 4月4日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課 (TEL82 - 6168) まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
3月16日 4月9日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月19日 4月10日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月21日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月22日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月23日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
3月26日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月27日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

平成24年経済センサス-活動調査にご協力ありがとうございました

平成24年2月1日現在で、全ての企業・事業所を対象とした経済センサス-活動調査を実施させて頂きました。

皆さまがたにおかれましては、大変ご多忙の中ご協力を頂きましてありがとうございました。調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての利活用だけでなく、経営の参考資料として事業者の皆様方にも活用していただくことを目指しています。

必ずチェック 最低賃金!

使用者も 労働者も

751 円 (時間額)

発効日：平成23年10月16日

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

※お問い合わせは京都労働局(TEL075-241-3215)または、京都南労働基準監督署(TEL075-601-8322)まで

おめでとうございます

(1月20日から2月19日までの届出分・敬称略)

出産

住所	赤ちゃん	届出人
井手	中坊 皆那	英 昭
井手	宮城 結久	和 大
井手	栗田 恋	惇 一

「井手ねっと! ブログ」 参加者募集中

井手ねっと! では、新規参加者をお待ちしています。井手町在住・出身の方、また、町外でも井手町に興味がある方は大歓迎です。

井手ねっと! (<http://idenet.jp>) で自分のホームページ (ブログ) を作ってみませんか。

ブログ開設のお申込は下記の電話番号まで。

*お問い合わせは、井手ねっと! 運営委員会事務局 (井手町企画財政課内 TEL 82 - 5212) まで

公共施設電話番号一覧

名 称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会 (学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課)	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター 檜坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー (3月11日～4月10日)

住民カレンダー		
月日	曜	行 事
3/11	日	第26回井手町解放文化祭 (午前10時～午後3時、いづみ人権交流センター・いづみ児童館)
12	月	
13	火	こころの相談室 (午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障害者相談 (午後1時半～4時、役場西別館1階相談室)
14	水	育児相談 (午前9時半～10時半、保健センター) 遊びの広場 (午前9時半～11時、保健センター) 和太鼓交流教室 (午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)
15	木	
16	金	天文台公開 (午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター) 出張徴収【北・南】
17	土	和太鼓教室【サークル】 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
18	日	
19	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談 (午後1時～4時、賀泉苑)
20	火	春分の日
21	水	生き生きふれあいサロン【絵手紙を描きましょう】 (午後1時半～、玉泉苑)
22	木	健康教室 (午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) ペン習字教室 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
23	金	大正琴教室 (午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習 (午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
24	土	和太鼓教室 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
25	日	第15回ふれあい福祉まつり (午前10時～午後3時、玉泉苑・石垣公園)
26	月	無料法律相談 (午後2時～4時、玉泉苑) 出張徴収【多賀】
27	火	障害者相談 (午後1時半～4時、役場西別館1階相談室) こころの相談室 (午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター)
28	水	発達相談 (完全予約制、ご希望の方は保健センターにお問い合わせください、保健センター) 和太鼓交流教室 (午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)
29	木	
30	金	
31	土	和太鼓教室【サークル】 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
4/1	日	無火災デー 防火パレード
2	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談 (午後1時～4時、玉泉苑)
3	火	第21回井手町桜まつり【～9日(月)まで】 (玉川堤周辺)
4	水	
5	木	山吹体操クラブ・健康相談 (午後1時半～3時、玉泉苑)
6	金	わくわく広場 (午前10時～正午、玉泉苑)
7	土	和太鼓教室【サークル】 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
8	日	春季軟式野球大会 (有王グラウンド)
9	月	乳児健診・BCG (午後1時～1時半、保健センター)
10	火	障害者相談 (午後1時半～4時、役場西別館1階相談室)



発行：京都府綴喜郡井手町役場

編集：企画財政課

井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

E-mail : info@town.ide.kyoto.jp



IDE-TOWN